

○岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水洗化の普及促進を図るため、私道に共同排水設備を設置して、汚水を公共下水道に排除しようとする者に対し、予算の範囲内において私道共同排水設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。
2 この要綱において「共同排水設備」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備で2戸以上の家屋が共同して使用するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私道に共同排水設備を設置する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 法第2条第8号に規定する公共下水道の処理区域内及び法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内であること。
- (2) 共同排水設備を設置する私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、その一端が公道に接続していること。
- (3) 当該私道に面した汚水を排除すべき家屋（公共下水道の布設されている道路に面した家屋を除く。）が2戸以上で、かつ、所有者が異なること。
- (4) 共同排水設備を設置する土地に対して所有権、地役権又は借地権等の権利を有している関係人全員の承諾が得られること。
- (5) 当該私道に面する土地建物所有者及び住人の全面的な協力が得られること。
- (6) 共同排水設備の設置及び構造に関し、岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）及び岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市条例第16号）に適合するものであること。
- (7) 工事完了後、第3号に定める家屋の所有者又は使用者が、速やかに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道管に接続するものであること。
- (8) 当該私道に面する土地の所有者等から法第11条による共同排水設備の利用の申出があったときは、その利用を妨げてはならないこと。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、私道に共同排水設備を設置して汚水を公共下水道に排除しようとするものであって、くみ取便所又は浄化槽を設置している既存建物を所有し、又は使用しているものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 共同排水管及びマンホールの設置に係る工事費
- (2) 宅内接続ます及びこれに接続する取付管の設置に係る工事費
- (3) 道路の原形復旧に必要となる舗装復旧工事に係る工事費
- (4) 上記工事について必要となる測量設計及び地下埋設物の移設に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費として市が査定した額と、工事見積書の額を比較していずれか少ない方の額に3分の2（法第9条第2項に規定する公示後3年を経過した場合は2分の1）を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長の定める期日は、岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市規則第16号）第4条に規定する排水設備等計画確認申請書を提出する日の10日前までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請代表者委任状・申請者誓約書（様式第2号）

- (2) 私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書（様式第3号）
 - (3) 私道共同排水設備を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書
 - (4) 私道共同排水設備設置工事見積書（様式第4号）
 - (5) 申請者全員の本市税の滞納無証明書（発行後1箇月以内のものとし、本市が市税に係る徴収金の滞納がないことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）
 - (6) 申請者全員の住民票等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。））の写し
 - (7) 位置図
 - (8) 私道共同排水設備設計図
 - (9) 公図の写し
 - (10) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。）
 - (11) その他市長が特に必要と認める書類
- 4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

（決定の通知）

第8条 規則第8条の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請代表者に通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15号に規定する補助事業着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第10条 規則第16条の実績報告は、私道共同排水設備設置実績報告書（様式第7号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 規則第16条第1項第1号に規定する補助事業等に係る経費の収支決算書は、収支決

算書（様式第8号）とする。

3 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工図面（平面図，縦断図）
- (2) 工事代金の請求書の写し又は領収書の写し
- (3) 私道共同排水設備設置工事清算書（様式第9号）
- (4) 工事現場写真（着工前，配管工事，完了後及びその他の工程が分かるもの）

（交付決定の取消し）

第11条 市長は，規則第20条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，規則第21条に規定する補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請代表者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は，令和7年4月1日から施行する

（施行期日）

この要綱は，令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
(申請代表者) 氏名

署名又は記名押印

(電話番号)

岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請に当たっては、同要綱並びに岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）に定める各条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 補助事業名	岡山市私道共同排水設備設置事業
2 事業の内容	私道共同排水設備の設置
3 事業の目的	水洗化の普及促進を図るため
4 私道共同排水設備設置場所	岡山市
5 私道共同排水設備利用戸数	戸
6 工事着工予定日	年 月 日
8 工事完了予定日	年 月 日
9 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者氏名 電話番号
10 添付書類	① 申請代表者委任状・申請者誓約書 ② 私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書 ③ 私道共同排水設備を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書 ④ 私道共同排水設備設置工事見積書 ⑤ 滞納無証明書 ⑥ 申請者全員の住民票等の写し ⑦ 位置図 ⑧ 私道共同排水設備設計図 ⑨ 公図の写し ⑩ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。） ⑪ その他市長が特に必要と認める書類

申請者（申請代表者を含む）

番号	氏名 (個人の場合は署名又は記名押印、 法人の場合は記名押印（法人名の入った法人印を押印のこと）)	市税に係る徴収金の滞納がないことを照会すること 及び滞納無証明書を取得することに (どちらかにチェック☑してください。)
1		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
2		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
3		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
4		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
5		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
6		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
7		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
8		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※ 同意しないにチェック☑した方は、滞納無証明書（発効後1箇月以内のもの）の提出が必要です。

様式第2号（第7条関係）

申請代表者委任状及び申請者誓約書

年 月 日

岡山市長 様

私ども（申請者）は、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記1のとおり申請代表者（受任者）を定めて、下記2の委任事項に係る一切の権限を委任します。

また、下記3の誓約事項について誓約するとともに、下記4の同意事項について同意します。

記

1 申請代表者（受任者）

住 所

氏 名

署名又は記名押印

2 委任事項

- 1) 補助金の交付申請に関すること。（提出書類の作成及び提出を含む。）
- 2) 補助金の交付又は不交付決定の通知書の受理及び補助金交付決定に係る内容の承諾に関すること。
- 3) 補助金の交付に係る私道共同排水設備設置工事の円滑な施工の確保及び事故等の報告に関すること。
- 4) 補助金交付額確定通知書の受理及び補助金の請求に関すること。

3 誓約事項

- 1) 補助金交付決定後、岡山市下水道排水設備指定工事店により速やかに私道共同排水設備設置工事を行います。また、私道共同排水設備設置工事完了後、速やかに宅地内の排水設備工事を行います。
- 2) 私道共同排水設備工事に当たっては、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱他関係法令に従います。
- 3) 私道共同排水設備の設置後、宅地内排水設備を当該共同排水設備に接続したい旨の申し出があったときは、その利用を承諾します。
- 4) 補助の決定が取り消され、補助金を返還するときは、返還命令を受けた金額に対し、申請代表者がとりまとめの上、各自が連帯して返還します。
- 5) 私道共同排水設備の維持管理は、自らの責任で行います。
- 6) 私道共同排水設備の設置及び施工によって生じる問題については、申請者の責任に

において解決し、岡山市に一切迷惑をかけません。

7) 私どもは暴力団員ではありません。

4 同意事項

申請者が暴力団員でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部その他関係機関に岡山市が照会すること。

申請者（申請代表者を含む。）

番号	住 所	氏 名 (署名又は記名押印)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

様式第3号（第7条関係）

私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書

年 月 日

岡山市長 様

下記表示の土地に岡山市が補助する私道共同排水設備を設置することについて、岡山市私道共同排水設備置補助金交付要綱第3条の規定により、土地所有者等と協議し、承諾を得ました。

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

土地所有者等

番号	使用承諾する土地 (登記事項証明書記載の 地番を記入して下さい。)	所有者等			
		住所	氏名	印※	備考 (いずれかに ○をする)
1					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
2					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
3					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
4					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
5					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
6					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
7					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()

※印は印鑑証明書の印とすること。

土地所有者等

番号	使用承諾する土地 (登記事項証明書記載の 地番を記入して下さい。)	所有者等			
		住所	氏名	印※	備考 (いずれかに ○をする)
8					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
9					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
10					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
11					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
12					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
13					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
14					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
15					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
16					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
17					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
18					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
19					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
20					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()
21					・所有者 ・地役権者 ・借地権者 ・その他 ()

※印は印鑑証明書の印とすること。

様式第4号（第7条関係）

私道共同排水設備設置工事 見積書

年 月 日

申請代表者
住所

施工者
住所

氏名

名称及び
代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP, 100A	m				材工共
〃	VP, 150A	m				材工共
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 100A	m				材工共
〃	VU, 150A	m				材工共
小口径汚水榦	φ 150	個				材工共
〃	φ 200	個				材工共
〃	φ 300	個				材工共
土工事		式	1			
舗装費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			
工事価格計						
消費税相当額		式	1			
合計						

様式第5号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

- 1 補助対象金額（率） 円（ / ）
- 2 交付金額 円
- 3 交付予定時期 補助事業が完了した後
- 4 交付条件等
 - (1) 本事業完了の後、すみやかに宅地内の排水設備工事を実施し、公共下水道へ接続を行うこと。
 - (2) 排水設備工事は、岡山市下水道排水設備指定工事店により施工すること。
 - (3) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了すること。
 - (4) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及びその他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。
 - (6) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告すること。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第6号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請人 住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった、 年度岡山市私道共同排水設備設置補助金の交付について、下記の理由により却下したので、同要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

（理由）

様式第7号（第10条関係）

私道共同排水設備設置実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた下記事業について完了したので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 補助事業名	岡山市私道共同排水設備設置事業
2 事業完了年月日	年 月 日
3 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者名 電話番号
4 添付書類	① 竣工図面 ② 工事代金等の請求書の写し又は領収書の写し ③ 収支決算書 ④ 私道共同排水設備設置工事精算書 ⑤ 現場写真(着工前・配管工事・完了後・他) ⑥ その他

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所
氏名

署名又は記名押印

(電話番号)

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた岡山市
私道共同排水設備設置補助事業について、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第
10条の規定により、下記のとおり提出します。

記

収入の部

科目	金額	説明
市補助金(予定)		
自己資金		
計		

支出の部

科目	金額	説明
工事費		
消費税		
計		

様式第9号（第10条関係）

私道共同排水設備設置工事 清算書

年 月 日

申請代表者
住所

施工者
住所

氏名

名称及び
代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP, 100A	m				材工共
〃	VP, 150A	m				材工共
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 100A	m				材工共
〃	VU, 150A	m				材工共
小口径汚水榦	φ 150	個				材工共
〃	φ 200	個				材工共
〃	φ 300	個				材工共
土工事		式	1			
舗装費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			%
工事価格計						
消費税相当額		式	1			%
合計						

様式第10号（第11条関係）

補助金交付決定取消通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名 様

年 月 日付け岡山市指令 第 号により通知した、岡山市私道
共同排水設備設置補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付決定を、下記の理由
により、同要綱第11条の規定に基づき取り消したので通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

[交付決定を取り消す理由]